平成 21 年度 高知県農林業基本対策審議会

日 時: 平成22年2月15日(月) 13:30~15:40

場 所:高知城ホール2F「くすのき」

出席者:

(審議会委員) 山﨑 實樹助 大山 端 尾﨑 眞一 宮脇 真弓 公文 健中野 和美 山﨑 行雄 田岡 秀昭 水越 義則 篠田 幸昌川田 勲 西井 一成 三谷 英子 真辺 由香

(県農業振興部)田中部長 八百屋副部長(総括)前田副部長 藤田農政企画課長 山本農業農村支援課長 山中協同組合指導課課長補佐

二宮環境農業推進課長 原産地づくり課長 横山流通支援課長

桜谷畜産振興課長 井上農業基盤課長

(県林業振興・環境部) 臼井部長 箭野副部長(温暖化・環境担当)

鶴岡林業環境政策課長 大野森づくり推進課長 赤松林業改革課長 杉本木材産業課長 森治山林道課長

【開会】

(大寺農政企画課課長補佐)

定刻になりましたので、ただいまから、高知県農林業基本対策審議会を開会いたします。 私は、当審議会の事務局を務めさせていただいております農政企画課の大寺と申します。 議事に入りますまでの間、進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

最初に、本日の配付資料のご確認をお願いしたいと思います。お手元の方に本日の会議 の資料で、右肩の方に四角で囲ってナンバーを振っていますが、資料1から資料4までを お配りいたしておりますので、ご確認ください。

それでは、開会に当たりまして、農業振興部長から、ご挨拶を申し上げます。

【 農業振興部長挨拶 】

(田中農業振興部長)

農業振興部の田中でございます。本日は大変お忙しいところ、審議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。また、日ごろから県行政の推進にご理解とご協力をいただいておりますことに、重ねまして御礼申し上げます。

さて、当審議会から答申をいただきまして策定をいたしました「こうち農業・農村振興 指針」と「木の産業づくりと森の再生プラン」につきましては、今年度で計画期間の折り 返しという状況になっております。 こうした中、昨年3月には指針とプランに沿った形で産業振興計画を県を挙げて作成をして、現在、取組を進めておるところでございます。これは、情勢の変化でありますとか、 さらに新たな取組や産業間の連携によって相乗効果が発揮できるよう、県経済全体の振興 を見据えたなかで、指針やプランを実現する計画として策定をしたものでございます。

今年度は、ご存知のように、計画を実施していく「実行元年」と位置づけ、農業・林業ともに、計画に盛り込まれていますさまざまな取組を懸命に進めているところでございまして、その内容や成果につきましては、後ほどそれぞれの担当課から説明させていただきます。

来年度は、さらなるステップアップを実現するための「挑戦の年」と考えております。 改めて申し上げるまでもなく、本県の農林業は、過疎化や高齢化の進行などによります 担い手の減少をはじめといたしまして、農林産物の輸入の増大や、価格の低迷など多くの 課題を抱えておりまして、大変厳しい状況が続いておりますが、本県農林業には長年培っ てまいりました高度な技術や生産資源を生かす力など、底力があろうかと考えておりまし て、農林業を振興してまいりますには、これまで以上に関係者の方々の創意と工夫、更に 力の結集が求められるのではないかと考えております。目指す方向と到達する地平を共有 しながら、関係者が一丸となって取り組むことが重要だと思われるところでございます。

本日は、報告案件として「こうち農業・農村振興指針」及び「木の産業づくりと森の再生プラン」の進捗状況を報告させていただきますと共に、産業振興計画に関する報告をさせていただくことにしております。

委員の皆さまには、忌憚のないご意見をいただければと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

【 会議成立報告 】

(大寺農政企画課課長補佐)

本日は、当審議会委員16名のうち、14名のご出席をいただいておりますので、高知県農林業基本対策審議会条例第7条第2項に定めます会議の成立要件を満たしておりますことを、ご報告申し上げます。

【 会議次第説明·委員紹介 】

(大寺農政企画課課長補佐)

それでは、お手元の資料1をご覧いただきたいと思いますが「平成21年度高知県農林 業基本対策審議会」と書かれた表紙をめくって、1ページをお願いします。

本日の会議は、ここにあります「審議会次第」に沿いまして、進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります前に、本日ご出席いただいております委員さんのご紹介をさせていただきます。

また、昨年2月の審議会開催以降に、委員の所属されている組織の役員改選や人事異動 に伴いまして、新たに5名の方がご就任されましたので、併せてご紹介をさせていただき ます。

同じ資料1の2ページに委員さんの名簿が載っております。3ページには委員の新旧対 照表をお示ししていますので、ご覧いただきたいと思います。

まず、関係団体の役職員としてご就任をいただいております委員さんからご紹介をさせ ていただきます。当審議会の会長を務められております

山﨑委員でございます。

続きまして

大山委員でございます。

尾﨑委員でございます。

宮脇委員でございます。

公文委員でございます。

今年1月から新たにご就任いただいております 中野委員でございます。

同じく今年1月から新たにご就任いただいております

山﨑委員でございます。

田岡委員でございます。

金融機関の役職員として、昨年7月から新たにご就任いただいております 水越委員でございます。

行政機関の職員として、昨年6月から新たにご就任いただいております 篠田委員でございます。

学識経験者としてご就任いただいております

川田委員でございます。

西井委員でございます。

三谷委員でございます。

昨年7月から新たにご就任いただいております 真辺委員でございます。

以上で、ご出席の委員のご紹介を終わらせていただきます。 ありがとうございました。

【 幹部職員自己紹介 】

(大寺農政企画課課長補佐)

続きまして、県の幹部職員の自己紹介をさせていただきます。

まず、農業振興部からお願いします。では、農業振興部長から、

- 〈田中農業振興部長〉
- <八百屋農業振興部副部長(総括)>
- <前田農業振興部副部長>
- <藤田農政企画課長>
- <山本農業農村支援課長>
- <山中協同組合指導課課長補佐>
- <二宮環境農業推進課長>
- <原産地づくり課長>
- <横山流通支援課長>
- < 桜谷畜産振興課長>
- <井上農業基盤課長>

(大寺農政企画課課長補佐)

続きまして、林業振興・環境部からお願いします。では、林業振興・環境部長から、お 願いします。

- <臼井林業振興・環境部長>
- <箭野林業振興・環境部副部長(温暖化・環境担当)>
- <鶴岡林業環境政策課長>
- <大野森づくり推進課長>
- <赤松林業改革課長>
- <杉本木材産業課長>
- <森治山林道課長>

(大寺農政企画課課長補佐)

どうもありがとうございました。

それでは、議事の方へ入っていきたいと思いますが、

審議会条例第7条第3項によりまして、会長が会議の議長となることとされておりますので、会議の進行を会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【 議事録署名委員指名 】

(山﨑会長)

それでは、これからの進めにつきましては私の方でやらせていただきます。よろしくお願いします。本日の審議事項につきましては、事務局の方から説明がございましたとおり、 3項目を用意されております。よろしくお願いします。 それでは議事に入ります前に、本日の議事録署名人を指名させていただきたいと思います。お構いなければ私の方で指名をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

《異議なし》

(山﨑会長)

ご了承いただきましたので、私の方からご指名をさせていただきます。

本日の議事録の署名委員を水越委員と篠田委員にお願いします。よろしくお願いいたします。

【 副会長の選仟 】

(山﨑会長)

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、議題の1つ目であります、副会長の選任についてです。

このことにつきましては、これまでは、高知県森林組合連合会の森澤委員にお引き受けいただいていたところですが、昨年、当審議会委員を退任されたため、今回新たに副会長を選任することになりました。

副会長の選任につきましては、審議会条例第6条第1項を見ていただきますと、「委員の 互選によって定める」こととなっております。よろしくお願いします。

お構いなければ私の方から提案させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。 それでは森澤委員の後任につきましては、引き続き森林組合連合会 参事をされており ます山﨑委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

《拍手》

(山﨑会長)

ありがとうございます。

皆さんのご了承をいただきましたので、山﨑委員に副会長就任をお願いいたしたいと思います。山﨑副会長には、恐れ入りますが、副会長のお席の方へお願いいたしたいと思います。

【 部会委員及び部会長の指名 】

(山﨑会長)

続きまして、この会次第には載せておりませんが、先ほど事務局の方から委員の交代の 件のお話がございました。新たに5名の委員さんが就任されたということで、この5名の 方の所属部会の決定をする必要がございます。部会の所属につきましては、これも審議会 条例第8条第2項を見ていただきますと、各委員の部会への所属については、会長が指名することとなっております。従いまして本日5名の新たな委員さんの部会の所属につきまして、私の方から指名をさせていただきたいと存じます。よろしくお願いします。

その案を事務局の方で、お配りいたしますので、よろしくお願いします。

《案を配付》

(山﨑会長)

お回ししましたペーパーを見ていただきたいと思います。新たな委員の方々のそれぞれ のご専門性なり、各部会の人員構成などを勘案して、案を作らせていただきました。

お示しをしていますとおり、中野委員、水越委員、真辺委員の3名については、農業部会に所属をお願いしたいと思います。

山﨑委員、篠田委員につきましては、林業部会に所属をお願いしたいと思います。 この案でお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

(山﨑会長)

それでは、ペーパーの内容のとおり決定をさせていただきます。

【 「こうち農業・農村振興指針」と産業振興計画〔農業分野〕について(報告) 】 (山﨑会長)

それでは審議事項の二つ目に移らせていただきます。

議題の二つ目、「「こうち農業・農村振興指針」と産業振興計画〔農業分野〕について」でございます。

このことにつきましては、昨年策定されました産業振興計画の産業成長戦略〔農業分野〕 の取組内容や成果等についてまず説明をいただきまして、その後「こうち農業・農村振興 指針」の数値目標の進捗状況について、報告をお受けする、このような段取りで進めてま いりたいと思います。よろしくお願いします。

それでは早速、事務局の方から資料説明をよろしくお願いします。

(藤田農政企画課長)

農政企画課の藤田と申します。座ったままで失礼させていただきます。

それでは、今回、初めてご出席いただく方もおいでになりますので、「指針」と「産業振興計画(農業分野)」の概要を簡単にご説明いたします。

「こうち農業・農村振興指針」は、本県の農業・農村の振興に向けて、農業者、農業団

体、行政等の関係者が振興の方向性や目標を共有し、まとまりを持って、一体的に取組を 進めていくための指針として、当審議会で、平成 18 年度にご審議いただき策定されまし たものです。

指針の期間は平成 19 年度から平成 23 年度までの5年間で、2つの柱立てと9つの取組項目で構成されております。5年後の平成 23 年度の到達目標ということで、32 項目の数値目標を掲げています。この数値目標の進捗状況につきましては、後ほど報告させていただきます。

次に「産業振興計画(農業分野)」につきましては、先ほどの部長の挨拶にもありましたとおり、「指針」の方向性に沿って、次世代へ引き継ぐ魅力ある農業の実現に向けて、具体的に取組を実践するためのアクションプランとして、昨年3月に策定されましたものです。 農業分野につきましては(「産業振興計画(産業成長戦略)」)119ページからが計画の具体的な項目になっています。

計画期間は平成 21 年度から平成 23 年度までの3年間で、産業成長戦略として、2つの戦略の柱と9つの取組方針で構成されており、全体で50 項目の数値目標を掲げています。

次に、「産業成長戦略(農業分野)」の主な取組成果等についてご説明いたします。お手元の資料2をご覧ください。今回、産業成長戦略のうち、農業分野と林業分野の主な取組についてとりまとめたものをご用意いたしております。

この資料は、左ページに、今年度の主な取組の成果等を載せております。右ページに、 来年度の新たに実施する取組の内容等を記載しています。

この中から主だったものを簡単に私の方からご説明させていただきます。

まず最初に、1ページの一番上の、「1.生産から流通・販売までの一元的支援体制の構築」の取組としては、協力量販店との関係を強化し、消費者に対する産地の取組のPRなどを進めており、関東で2社、関西で2社のパートナー量販店等が決定し、高知フェアが開催されるなど、販売体制の強化に取り組んでいます。

1ページの下にあります、「2. まとまりのある園芸産地の再構築」の取組の中では、篤農家の優れた技術を産地の生産者に速やかに共有するための"学び教えあう場"が 170カ所設置されまして、生産者同士の交流を行いました結果、ナスやミョウガ、キュウリなどの出荷量が増加しております。

2ページの右にありますように、来年度からはこれまでの"学び教えあう場"の取組を 産地全体の強化につなげるために、関係者が産地ごとの生産出荷計画の策定に加わること で、課題を共有し、収量などの目標達成に向けた取組を行っていきます。

4ページをお願いします。一番上の(3)にありますように、水稲後作に適した有望品目の導入も推進していきたいと考えています。

3ページへ戻っていただきまして、2段落目の「3. 環境保全型農業のトップランナーの地位を確立」では、昨年11月に、オランダのウェストラント市と友好園芸農業協定を

締結しまして、今後は、県内外へのPRや技術交流などを行い、県内の農業者や関係者の環境保全型農業に対する意識や技術をさらに高めていきたいと考えております。同じく右の4ページにありますように、来年度、「こうちまるごとエコ農業であい事業」において、新たな取組として、高知県の環境保全型農業の認知度を向上させるために、小学生を対象とした啓発教材の作成や、現地ほ場見学などを実施することとし、事業費につきましては、約500万円を要求しているところです。

6ページをお開きください。一番上の「5. 品目別総合戦略の実践(ユズ)」につきましては、来年度から、ユズ果汁等のPR活動を通じ、ユズの需要拡大、県域でのまとまりの強化を図ります。このため「ユズ需要拡大緊急対策事業」、事業費 1,000 万円を要求し、来年度実施する予定です。

7ページをお開きください。下段にあります、「10. 担い手の育成と生産資源の保全(新規就農者の確保・育成)」では、市町村による研修事業の導入を推進したことなどにより、新規就農者が、今年度は 161 人となり、昨年度の 114 人と比較すると 47 人増加しております。

今後は、農業会議等が実施します新規就農者の確保・定着に向けた取組などを支援する「新規就農総合対策事業」を、今年度の約 5,000 万円から来年度につきましては、1億2,500 万円程に増額要求するなど、さらなる新規就農者の確保を目指し、数値目標を年間150人から170人へと上積みしてまいります。

こうした生産から流通・販売にいたる各段階において、さまざまな取組を進めていますが、一定の成果が出てきておりまして、今後も、県などの行政や生産者、農業団体などの関係者が、計画の方向性や目標を共有し、今後の本県農業の発展につなげていかなければならないと考えております。

それでは、続きまして、指針の進捗状況についてご説明いたします。

お手元にお配りしています資料3をお願いいたします。

今年で、指針の推進期間の中間年あたる3年目の進捗状況について報告したいと思います。 1ページから3ページ、これが「こう5農業・農村振興指針の進捗状況」を一覧にしたものでございます。

まず、項目名の左に通し番号をつけております。一番上の「園芸品の系統率」から3ページの最後の端が番号32番、「農家民宿等の数」までの全部で32項目について平成23年度の目標値に対し、それぞれの進捗状況及び評価を一覧表にしたものでございます。

表の中ほどにある「現在の目標」の欄につきましては、番号8の「農業法人数」、番号9の「園芸用ハウス面積」などにつきまして、昨年までの平成19、20年度に目標の修正を行った6つの項目について、修正後の新しい数値目標を記載しています。

右端の評価の欄につきましては、今回報告させていただく平成 21 年度時点の進捗状況 に対する評価で、1 ページの上の欄外に、〇〇△の3つの評価内容で表記しています。

〇につきましては、策定後3年目の現時点で、既に数値目標が達成され、目標を超えて

進んでいるもので、今回これが6項目ございます。〇は、ほぼ目標達成に向け順調に進んでいるもので、これが7項目となっています。△は、目標どおりに進んでいないもので、これが 18 項目となっています。なお、番号9番の「園芸用ハウス面積」については、国の調査の関係で今回、進捗状況を示すことができないため評価をしておりません。

この評価方法につきましては、今回の指針の推進期間であります5カ年の今年が3年目にあたるため、進捗率は3/5で機械的に 60%を評価基準としておりまして、それ以上の項目をO、逆に 60%を下回っている項目については△と評価し、目標を達成した項目については@としています。

それでは、取組の状況と今後の対応について簡単にご説明いたします。

次の4ページをご覧ください。4ページ以降には、先ほどの32項目について取組の状況と今後の対応について簡単に載せています。今回、私の方からはこの中で目標どおりに進んでいない△の項目や目標値の修正の必要な項目などについて、主だった内容を説明させていただきます。

まず、項目番号1番の「園芸品の系統率」及び2番の「冬春ナスの系統率」につきましては、重油の高騰など生産コストの上昇による出荷量の減少などもございまして、伸び悩んでおります。しかし、先ほども少しふれましたが、産業振興計画にも位置づけ、取り組んでいる「まとまりのある園芸産地育成事業」により、篤農家のほ場を「学び教えあう場」として取り組み、平成21園芸年度につきましては、前年度より出荷量が増加した集出荷場が出るなど、少しずつ成果が出始めており、今後も、JAを中心とした産地のまとまりづくりに向けて取組を推進していくこととしております。

次に5ページをお願いします。7番の「新規就農者数」につきましては、さきほど報告しましたとおり、就農啓発チラシの配付等による PR、就農相談、技術習得支援、営農準備に対する支援など、各段階での支援を充実させたこともあり、今回、目標を上回る 161人を確保することができました。今後も、市町村が行う研修支援事業の実施や研修先となる指導農業士の認定促進、新規就農相談センターによる相談対応機能の強化、国の事業の有効活用など、新規就農者の確保・育成を一層推進してまいります。今回、新規就農者数が 161人と目標を達成したため、目標を 170人に上方修正いたしました。

次の6ページの番号 10番、「ナスの新品種「土佐鷹」の栽培面積」につきましては、長年、作り慣れた品種からの変更は容易ではないことから、品種の切り替えがなかなか一気には進んではおりませんが、安芸地区では土佐鷹普及推進協議会を設置し、関係機関が一体となって、土佐鷹を普及推進し、栽培面積は拡大しつつあります。今後も土佐鷹の優位性を示しながら、「まとまりのある園芸産地育成事業」による篤農家技術の普及と組み合わせた取組を推進してまいります。

同じく番号 12番の「野菜指定産地における作業受委託組織数」につきましては、担い 手育成総合支援協議会や水田農業推進協議会等と連携を図りながら、集落営農組織の育成 と合わせて推進に努めることにより、今回、目標を達成することができました。数値目標 につきましては、28組織以上に上方修正いたします。

次の8ページをお願いいたします。番号 23 番の「出前授業受講者数」につきましては、 関東、関西地区の小学校を中心に出前授業を実施しており、引き続き産地の協力を得て、 学校単位でなく教育委員会単位での働きかけを行いながら、高知野菜のイメージアップと 消費拡大を目指して取り組んでまいります。

参考に記載しておりますが、平成 21 年度は、「高知ジュニア博士育成事業」により、県内の小学校を対象に 997 名に出前授業を行っております。これは、食農教育の一環として、メロンや文旦、土佐茶、土佐はちきん地鶏、土佐ジローなどの特産物の応援団づくりを進める事業で、この事業も活用しながら、県外への PR だけでなく県内もあわせて取り組んでまいります。

9ページをお願いします。番号 24 番「集落営農組織数」につきましては、平成 20 年度に「集落営農組織」と「それに準じる組織」を、一体的に推進していくものとして、その2つの項目を一本化し、目標を 200 組織に修正しております。

取組状況につきましては、「中山間地域集落営農等支援事業」を活用しながら、組織化の 推進に向けて、集落の代表者や農業委員、農業者等との意見交換会の開催等をはじめ、引 き続き、補助事業の周知や関係機関との連携を図ってまいります。

次の 10 ページをお願いします。番号 29 番の「簡易放牧面積」につきましては、飼料コスト低減や省力化に向けた畜産農家による簡易放牧のほか、近年耕作放棄地対策として畜産農家以外の取組が増加しておりますが、地域への定着が難しく、面積拡大に繋がっていない状況にございます。

今後は、関係機関と耕作放棄地等の情報を共有しながら、取組に対する地域の理解醸成 や簡易放牧の普及・定着化を図ってまいります。

最後の11ページをお願いします。「地産地消とグリーン・ツーリズムの推進」について、 最後の番号32番「農家民宿等の数」につきましては、黒潮町で8軒の開業があるなど、 目標数値である50を上回る52軒となった。今後は、目標数値を60軒に上方修正し、 現在2軒しかない県中部以東での開業支援に取り組んでまいります。

以上、「指針」の進捗状況につきましての報告を終わります。 どうぞよろしくお願いします。

(山﨑会長)

ありがとうございました。

お手元の資料3をベースに産業振興計画の取組内容と成果、それと「こうち農業・農村振興指針の数値目標の進捗状況」についてご説明をいただきました。ただ今から質疑に入りたいと思います。活発なご意見、ご質問等をお願いいたしたいと思います。どなたからでも結構です。どうぞ、西井先生。

(西井委員)

先日の予算委員会で、自民党の加藤幹事長が農林大臣以外の大臣に対して、『米の次に重要な産物は何か』という質問を投げかけました。それで、首相はじめ外務大臣とかみんな答えさせられていたと思うんですが、結局正解は大豆の自給率が低いから大豆だということらしいですね。そこに私は自民党も自民党、民主党も民主党だと思いましたが、単純に自給率の低いものを上げるだけが日本全体の食料自給率を上げるかどうか分からないんですよね。

今般は民主党政権に変わって、新たな対策が打ち出されました。それに対して、ただいま報告がありました高知県の産業振興計画の中で、資料2の6ページ、6の(3)に、「戸別所得補償モデル事業」等への対応を考えておられますが、今現場では、米に関しては、WCS米とか米粉用の米の生産に極めて補助が大きいということで、大混乱をきたしていると思うんですね。それは皆さんご承知だと思いますが、単純に米の問題だけじゃなくて、転作作物、園芸作物にも当然およぶ問題だと思うんです。まだまだ(制度の内容が)見えないところが多いようですが、こうしたことについて県はどう考えるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

(山﨑会長)

西井委員の方から政権交代に伴う農政の転換、その影響、このことについてのご質問がございました。

(田中農業振興部長)

先ほどのご指摘、そのとおりでございまして、先生がおっしゃるようにまだ見えない部分が非常に多くございまして、どのように対応すればいいのかが見えないところでございます。ただ、制度として非常に大きな変革期にあるということは間違いないわけでございまして、これからの対策が、生産者に直接お金が流れていく、しかも国が分配するという方針です。その中で現在の転作状況、これにできるだけ影響がないようにという配慮も一部ございまして、それが米の生産でございますとか、あるいは転作をするものに対する手当、いろいろございますので、そういったところを有効に活用しながらということでございますが、ただ、先ほど申し上げましたように、なかなか制度が全体が見えてきてない中で、戸惑っているところもあるわけでございます。しかし、全体改革の中で、本県のような農業・農村地帯が不利益にならないように、懸命に対応していく、そういった段階であるということをご承知いただければということでございます。

(山﨑会長)

西井先生、よろしいですか。どうぞ。

(西井委員)

それからまだ私が思うには、集落営農を盛んに進めていますけれども、それらについて も恐らく影響が出るのではないかと思いますけど、そのことについてどう思われています か。

(山﨑会長)

関連で集落営農の件も出ました。

(山本農業農村支援課長)

集落営農につきましては、やはり中山間地域が中心でございまして、来年度から始まります「米の戸別所得補償モデル事業」につきましては、例えば「水田利活用自給力向上事業」の方で、先ほど言われました米粉用の米とか、それから飼料米など、そういったものを作れば 10a 当たり8万円の助成がございます。中山間地域で米の収量の少ない所については、このように、水田を利活用した方が有利ではないかということも考えられております。集落営農組織として今後どうしていくかというのは、やはり集落ごとに議論をしていただいて、その方向性を出していただきたいと思っております。

(山﨑会長)

新しい政策に対する集落としての戦略性を求められる場面も出てくるかも分かりませんね。 西井先生、よろしいですか。

(西井委員)

やはり(制度の内容が)見えないということが、ものすごく辛いと思います。今年度途中でもそのようなことが見えだしたら、ぜひ真剣に取り組んでいかなければならないと思います。

(山﨑会長)

ありがとうございました。他の委員さんからもご意見いただきたいと思いますが。1年間の取組の成果、進捗状況、これらのことについてどうですか。はい、どうぞ。

(公文委員)

それでは少しお伺いします。オランダのウェストラント市との交流促進を始めました。 その中で、農大の関係者ということで、農大の学生も連れて行ってもらいました。今後、 オランダとの交流の中で、できる限り農大の学生も連れて行ってもらいたい。また交流促 進の中に入れてもらいたいと思いますので、部長さんをはじめ皆さん方にご意見をお聞き したいと思います。

(二宮環境農業推進課長)

先ほど公文委員のお話がありましたように、昨年 11 月、知事を代表といたしまして、オランダのウェストラント市と園芸友好の協定を締結してまいりました。その中で、このオランダとの交流での大きな目標の一つとして後継者にオランダの技術を勉強していただく、交流を深めていただくというのがありますので、今年度につきましては、農大生 1 名について県の方から旅費を出させていただきまして行ったということがあります。今後につきましても、農大生も含め、もう少し幅も広げられるようでしたら、もう少し幅の広い形で若い後継者の方をオランダに勉強に行っていただければいいと思います。また逆にオランダ側から希望があれば、高知県に来ていただいて、そういう交流もできるのではないかと考えております。

(公文委員)

ありがとうございます。やはり農大生といえども、この間もちょっとオランダへ行った 方とも話しましたけれど、やはり旅費とか費用がかなりかかる問題がございます。できる だけ県の方に助成をしてもらいまして、学生が行きやすいように考えてもらいたいと思い ますのでよろしくお願いします。

(山﨑会長)

オランダとの協定のことにつきましては、私も先般の、第2回フォローアップ委員会での農業部会でも報告させていただきました。大変刺激を受けて帰ってきたという報告も聞いております。環境保全型のトップランナーを目指す本県にとっては、大変意義のある協定だと思いますので、今、公文委員が言われました若い後継者をオランダへ派遣し、見聞を広げながら、本県の農業の地位を確立するよう県の方にもぜひカ添えをお願いしたいと思います。

他に、お気づきの点、ございませんでしょうか。どうですか、大山会長さん、尾﨑会長さん、お気づきの点がいろんな立場であると思いますが。はい、どうぞ。

(宮脇委員)

すみません。ちょっと教えていただきたいんですが、番号 23 番の「出前授業受講者数」ですが、この数は、普通の作物とかそういう数のように、前年度に上積みされるものではなく、その年に 1,500 とか 1,590 という数が出てきてると思っています。県内とか県外とかもプラスされてると思いますが、どういうところでどれだけの小中学校でやられているのか。分かる範囲で教えていただきたいです。

(近澤流通支援課課長補佐)

流通支援課課長補佐の近澤でございます。出前授業のご質問がございましたけれども、

私どもの所管している県外での出前授業の対象は、県外の主に小学生を対象としております。エリアとしまして多いのは、やはり関西は大阪近辺、そして関東は東京都内でして、毎年、各小学校さんから応募をいただきまして実施をしておりますが、評判がよくて継続的にやって欲しいということで、2年続けたり3年続いている学校もございますし、品目もさまざまでございます。極力相手方の要望に沿った品目で、生産者の方にご相談申し上げて、地域の農業振興センターの指導員と併せて東京なり大阪なりに出張していただいて、授業をしていただいているという状況でございます。

(山﨑会長)

宮脇委員、よろしいでしょうか。

(原産地づくり課長)

ちょっと補足をさせていただきたいと思います。先ほど流通支援課から報告がありました県外での出前授業ということですが、県内での出前授業といたしましては、平成 21 年度は、資料3にもございますように、9市町村、997 名、高知市を中心として 15 校の小学校で出前授業を開催させていただき、997 名が対象となったということでございますので、補足させていただきたいと思います。

(山﨑会長)

ありがとうございました。それでは田岡委員さん。

(田岡委員)

農家民宿ですが、多分西部の方にはたくさんいらっしゃって、中央から東部にかけて余りいらっしゃらないということのようですけども、これから高知のような中山間地域で農林業を営んでいる皆さんが自立していく上で、非常に大事なところだと思うんですが、現在県中部以東に2軒しかないということをどのように分析されているのか。今後どのような具体的な方向で進まれようとしているのか。

それからもう一つは、やはり開業の機運だけじゃなくて、ニーズのある所の人たちとどのように交流していくかというところも大事ではないかと思うんですが、その辺りはいかがでございましょうか。

(東谷地産地消・外商課チーフ)

地産地消・外商課、地産地消担当チーフの東谷と申します。今現在、県中央部以東で2軒ということですが、まずその違いは、現実に地域の気運といいますか、そういうものが醸成されているかどうかという部分になってくるんだろうなと考えています。まず、県西部地域などで取り組んでいる地域は、ある意味、連鎖反応といいますか、地域で取り組ん

でいる情報が伝わって、また別の地域での取組が始まるということがあるんだろうなと考えております。

それと、今後東方面での取組ですけれど、今現在、本山辺りでもこのような取組をしていきたいという情報も入ってきておりますので、こうした地域に対して、まず県の方としても開業をしていくための手続きなどを支援していきたいなと考えております。また、その時には、農業振興センターの普及員なども含めて、地域には地域支援企画員もいますので、そういう方たちと連携をとりながら、開業に向けての支援を行っていきたいと考えています。

(山﨑会長)

田岡委員さん、よろしいでしょうか。

(田岡委員)

ぜひ具体的に動いていただけたら、中山間地域にとってありがたいことだと思いますので、ぜひ具体的な計画を、もうちょっと早くやっていただけたらありがたいと思います。

(山﨑会長)

ありがとうございました。はい、三谷委員さん。

(三谷委員)

(資料3の) 23ページの出前授業の件ですけれども、これは学校単位ではなくて教育委員会単位での働きかけをするということなので、とてもいいことではないかと思っております。県内に限りましては、本当にこれをやっていただいたお陰で、土佐はちきん地鶏や文旦などの認知度がものすごくアップしました。今データを持ってないんですけど、やっこネギや米ナスというのは、子どもたちには認知度が非常に低かったのですが、出前授業をやっていただいて、実際に給食に入れていただいただけで、ものすごく上がっている。だから、子どもたちのためには、地道にいろいろ努力をしていただくというのは大変大事なことじゃないかと思っております。

それと、番号7番の「新規就農者数」についてお伺いをしたいのですけれども、◎がついておりまして、大変な努力の結果だと思います。地域の受入体制ということもあるのでしょうが、県内での新規就農者というのは、どういう地域の人たちが多いのでしょうか。またこれはどういう人たちが新規就農者としてなっているのか。例えば、都会からの I ターンなど、どのような内容か少し見えませんので、どのような地域で、どのような人たちが就農されているのか、分かる範囲で教えていただきたい。

(山本農業農村支援課長)

まず新規就農者の内訳でございますが、平成 21 年度でいいますと 161 名の内の 24 名が新規の学卒者ということでございます。それとUターンの方が 83 名、 I ターンの就農者が 54 名となっています。

その内訳としては、市町村はバラバラですが、やはり園芸野菜の方に集中しているとい うのが実態でございます。

また、Uターン就農と I ターン就農の違いですが、Uターン就農者というのは、農家出身者で他産業を経験して、離職後に就農した方です。 I ターン就農者とは、非農家の出身者で就農された方、または農家出身で自家以外に農地を取得し、就農した方と位置づけております。ですから、必ずしも県外から戻ってこられた方というのではなくて、それぞれの内容によって分けられております。

(三谷委員)

全く農地を持ってなくて、高知県で就農される方は何人いるのでしょうか。

(田中農業振興部長)

161 人の中に 11 名いらっしゃいます。

(山﨑会長)

出前授業のことについても貴重なアドバイスをいただきましたので、三谷先生のアドバイスも参考にしながら取組をお願いできたらと思います。

他に、お気づきの点等、ございませんでしょうか。

大分ご意見いただきました。次年度以降の取組に大変参考になるご意見もいただいたと 思います。

ここで、次に進めさせていただく前に、休憩を 10 分ほど取りましょうか。それでは、 14 時 40 分から再開したいと思います。よろしくお願いします。

【休憩】

【「木の産業づくりと森の再生プラン」と産業振興計画〔林業分野〕について(報告)】

(山﨑会長)

委員の皆さんお集まりですので再開したいと思います。本日の議題の三つ目でございます「「木の産業づくりと森の再生プラン」と産業振興計画〔林業分野〕について」、審議をいただきたいと思います。これにつきましても、産業振興計画の取組内容、成果、再生プ

ランの数値目標の進捗状況について、報告をいただいた後、質疑に入りたいと思いますの で、よろしくお願いします。

それでは、事務局の方、説明をお願いします。

(鶴岡林業環境政策課長)

林業環境政策課長の鶴岡でございます。よろしくお願いいたします。

産業成長戦略の林業分野の取組につきまして、ご説明させていただきます。

資料2の11ページをお開きください。

まず、資料の見方ですが、11 ページには、平成 21 年度の取組の結果、12 ページには 計画の追加・拡充等について整理させていただいております。

まず、「の「結果、効果などが出始めたもの」につきましては、

1の「林業・木材産業の再生」の「(1)原木の生産の集約化・効率化(森の工場の整備)」でございます。森の工場の整備につきましては、市町村や森林組合、林業関係団体に対して平成21年の4月から8月にかけて、森の工場の必要性や取組内容、さらに認定する際の面積要件の緩和、これは、従来は100ha以上ということになっていましたけれども、制度が変わりまして30ha以上になり、取り組みやすくなったということでございます。そういうPRを行いますととともに、個別の事業体にも周知と働きかけを行い、掘り起こしに努めてきたところでございます。

また、7月からは森の工場の整備を希望する事業体に対しまして、電話及び戸別に訪問するなどサポートをしてきました。さらに、作業システムの集合研修や森林施業プランナーの育成研修などを活用し、集約化や事業計画の作成指導、課題の抽出とその対応法をそれぞれの事案に即して検討するなどしてまいりまして、きめ細かに対応してきました。

その結果として、12 月末の森の工場の計画策定量は、約 5,900ha が見込まれています。集約化、効率化への必要性の認識は高まってきておりまして、さらなる事業地や事業 実施者の掘り起こし、計画作成を進めるべく取り組んでいきます。

12ページには平成22年度につきましても、森の工場の拡大への取組、施業の集約化・ 効率化と木材生産の増大に向けた取組を強化し、森の工場内の既設の作業道の機能強化や 復旧などを行う支援事業も計画しているところでございます。

また、急峻な地形・地質が多い本県では、作業道では対応しにくい施業地に対する架線 集材などの効率的な作業システムへの支援も平成 22 年度予算の新規事業としまして、計 画しているところでございます。

次に(2)の「流通の統合・効率化」と(3)の「販売力の強化」、及び下の項目にありますけれども、「予定どおり進捗しなかったもの」のうち(1)の「大型製材工場や中小加工事業体の共同・協業化」につきましては、関連性が強くありますので一括して、13、14ページでご説明します。

13ページをお開きください。まず、①の「県外消費地での拡販の推進」でございます。

今後、製材品をより多く販売するなら、需要に限りのある県内ではなく、県外へというのが基本的な考え方でございます。これに対応するために、この項目は特に力を入れて取り組むべきところだと位置づけています。

そこで、平成21年度は、どのように取り組んできたかといいますと、「土佐の梁桁(はりけた)材普及事業」では、県外において県産材を使って住宅を建てていただく場合に、その施工工務店と施主に対して助成するという事業で、予算枠は60戸分で実施しています。平成22年度も引き続き支援を続け、邸別販売、「れいほくスケルトン」のような、いわゆるセット販売を進めていきたいと考えています。

併せまして、セット販売に限らず県産材を県外に売っていく取組を具体化するために、 消費地でのパートナー、あるいはお付き合いいただける業者を探す活動を、平成 21 年度 の後半に実施しました。平成 22 年度は、やっとつながりを作ることができた事業者の協 力を得て、消費地での販路を拡大したいと考えていまして、平成 22 年度予算としまして、 土佐材展示会の開催から、直販ルートにつなげていきたいと考えています。

また、県外のアンテナショップが有楽町に開設されますので、内装や什器類などに県産木材を使ってもらうよう、担当部局とも調整を行っています。7月末オープン予定であるということですので、ここを拠点に木材・木製品、特用林産物などの販売活動を進めていきたいと考えています。

また、韓国への木材販売の可能性を探る取組も始めています。これには、為替レートの問題も含めまして多様なハードルがありますが、広い視点で取り組めば、新しいルートも開くことができるかもしれませんので、関係者の皆様とよく連絡をとって、できるだけサポートをしたいと考えています。

次に②の「製品流通の改善」でございます。消費地への販売を考えるにあたって、併行 して考えるべき事項だと位置づけています。今年度は、流通を合理化するために検討委員 会を設けまして、課題や今後の方向を検討しています。

また、県内の製品流通拠点、あるいは販売拠点としてスタートを切りました高知木材センターについても、木材需要が低迷する中で、製品の物流量が減少し、十分に機能しているとは言い難い状況でございます。ただ、県外へ打って出ていくという中では、製品流通の改善は必須の課題だと考えられます。共同で取り組むことが決して得手ではない本県にあっても、高知木材センターを盛り上げて、一致団結しての取組へ向けて、今後も努力していきたいというふうに考えています。平成22年度は、消費地に流通拠点を設けまして、そこをキーに製品販売を伸ばそうと考えていまして、そのために運賃コスト縮減も含めた流通改善に取り組んでいきたいと考えています。

③の「新たな付加価値付けによる商品カアップ」は、売上を伸ばすためにも、それぞれ の商品の魅力を磨くことが重要です。

今年度、JAS をはじめ性能表示製品の出荷を促進する、そういう取組を本格化しました。 スタートは経済対策による強力な支援制度も用意しまして、まずまずスムーズに進んでい ます。ほかにも CO2 固定認証の仕組みもスタートすることにしていまして、来年度に向けても、これらを続けると同時に、トレーサビリティの付加など、商品力向上への取組を続けていきたいと考えています。

こういう取組というのは、継続して行うことが大切で、一定、消費地で需要者の皆さんに認知していただき、県産材を選んでいただくためにも、すぐに止めてしまうのではなく、しっかり続けていきたいと考えております。平成22年度へ向けましては、この性能表示をした木材が需要サイドできちんと評価され、販路拡大につながるためには、PR が重要だと思いますので、そこを意識した取組を進めてまいりたいと考えています。

④は「地産地消の推進」でございます。「県産材の利用推進方針」は、平成 18 年度から 21 年度の5年間の行動計画で、今年度が最終年にあたっていまして、来年度は新たに5 カ年計画を策定し、木材の率先利用に取り組んでいくことにしています。この5年間で、 県有施設の原則木造化や、工事用の型枠や看板などは、一定、木質化ができてきていまして成果は上がっています。しかし、この間に、公共事業が大きく減少してきたため、県産 材利用の割合は一定伸びていますが、絶対量はやや目標に達していないものもあります。

その他では、森林環境税を活用した「木づかい促進事業」で、学校用の机やいすの導入 などに対して支援してきました。この事業は、平成 18 年度から続けて実施してきていま すので、一定定着してきています。そのため、民間施設の内装の木質化なども加え、平成 22 年度は拡充して、さらに木材利用を広げていきたいと考えているところでございます。

木造住宅につきましては、今年、景気の後退で全国的に大きく落ち込みました。

これに対して、県では継続実施中の「こうち安心の木の住まいづくり事業」に加え、新た に乾燥県産材の利用量に応じて助成する制度を追加実施しました。

その結果、全国の戸建木造が、17%ダウンする中で、高知県における戸建木造は10%ダウンと健闘しています。平成22年度も、経済状況が十分回復するまでには至らないと 予測されますので、引き続き波及効果の大きい住宅対策は続けていきたいと考えています。

⑤の「新たな販売ルートの開拓」です。大型製材工場の誘致に取り組んできましたが、 残念ながらこういう経済状況ですので、進出を検討されている企業も、今年度は動きがあ りませんでした。企業の進出には、高知県へ出てくる理由は、何と言っても原木です。そ のため、原木の安定供給体制を整えることが大きなアピールとなりますので、こうしたポ イントは来年度も引き続き具体化を検討していきたいと思っています。これは、進出企業 向けというよりも、川下の事業者向けにやっていかなければならないことだと思いますの で、来年度、特段の事業はないのですが、工夫をしながら取り組みたいと思います。

続いて、手前のページに戻りまして 11 ページでございます。2の「木質バイオマス利用の拡大」でございます。この分野は、産業振興計画を策定した時点以降、平成 21 年度に入って国の経済対策で大きな追い風を受けることができました。

(1)の「未利用森林資源の有効活用」では、ペレット製造施設は、2施設の整備で生産能力2,200tを追加し、トータル6,500tの供給体制が整うことになります。一方、利用

の方は、農業用のボイラーを中心に約50台を導入し、新たに1,500t分の需要を創出することにしています。

今年度末時点でも、まだ、供給に比べて需要が少ないという予測ですので、県内でのバランスがとれるよう、平成 22 年度も利用施設の整備に続けて取り組んでいきたいと考えています。来年度の整備が終わりますと、12 ページの右の表にお示ししましたようなバランスになる見込みでございます。供給 6,500t、需要が 5,900t というような見込みになるところでございます。この表には、所管しています補助事業以外のものは入っておりませんので、このほかにもいくつかの需要先が見込まれており、バランスは良くなると期待しておるところでございます。

このバイオマス利用に関しては、燃え残った灰の処分が課題ですので、利用者である農家のご意向も踏まえまして、また、産業廃棄物の処理は、定められたルールを踏まえた上で、土壌改良材や肥料としての活用への適切な処理手法を検討したいと考えています。

次に、3の「健全な森づくり」の(1)「荒廃森林の解消」でございます。

荒廃森林の解消に向けた森林整備の推進により、間伐の必要性が周知されるとともに、適正な森林管理が行っていくこととしております。その間伐の目標としまして、平成 21 年度から 23 年度の3年間に間伐を4万 5,000ha、年平均1万 5,000ha を目標として実施しています。地域におけます間伐実行の中心団体であります森林組合系統が、間伐の実行を組織的に取り組むことを、昨年11 月に表明するなど、地域の意識が高まりつつあります。

さらに、国の緊急経済対策の間伐事業実施に必要な市町村事業計画につきまして、新たに8市町村で策定され、34 市町村のうち 30 の市町村で既に策定されましたので、ほぼ事業の執行体制が整うこととなり、間伐の大きな進展が見込まれています。平成 22 年度も引き続き、間伐を実行していただく方々が、より取り組みやすくすることと合わせて、その必要性を広く県民に PR して目標の達成を目指していきます。

また、オフセット・クレジットによる J-VER 制度を活用した森林整備の推進につきましては、平成 21 年度、県営林を活用した森林吸収クレジットの創出や CO2 削減クレジットの販売に取り組むとともに、J-VER 制度を普及させるために、県内に CO2 削減量や吸収量を審査・認証する機関の平成 22 年度の設置を目指して、庁内に推進体制を整備しています。

また、平成 22 年度については、CO2 削減プロジェクトに取り組んでいる事業体との契約更新などに取り組みます。さらに、CO2 森林吸収につきましては、サービスの向上や制度の普及のため、県内にオフセット・クレジット認証センターを設置するための取組を実施し、森林整備の推進を一層図ってまいります。

②の「予定どおり進捗しなかったもの」のうち、3の「健全な森づくり」、「(1) 荒廃森林の解消」では、今年度森林管理代行などの仕組みづくりのための検討会を設置しましたが、課題の整理や取組の方向性の検討に時間を要したため、想定した進捗が図れませんで

した。そのため、平成 22 年度は国の森林管理政策の方向性などの情報を収集するとともに、モデル事業は「境界明確化事業」と組み合わせた形で実施し、課題の整理を進めます。 また、新たに条件が厳しい個所でも実施し、より多様な検証を行うことにしています。

以上で産業成長戦略の説明は終わります。引き続きまして、お手元の資料4をお開きください。

まず、資料の見方でございますが、左の「目標」欄や「取組の方向と指標」の欄には、 プランで掲げました「目標実現に向けた戦略と取組」の①から⑧までの8つの内容を記載 し、右にはその平成21年度の取組状況を記載いたしました。

なお、時間の関係もございますので、主なものに絞りまして説明をさせていただきます。

まず、①の「森林の多面的な機能の発揮」の「ゾーニングに基づく適切な森林整備の促進」では、森の工場の取組を通じまして、継続的に活動できる生産基盤を整備する取組を進めています。21 年度末現在の集計では、99 工場、3万 183ha に達しています。これは 23 年度末までの目標 4万 3,000ha に対して、進捗率で 70%となっています。

②の「健全な森をつくる」です。「間伐を5年間で7万5,000ha 実施」では、林業労働者の不足や間伐施業地の奥地化などによりまして、平成20年度は8,799haと大きく落ち込みました。しかし平成21年度は、1万3,000haといくぶん持ち直す見込みとなっております。間伐は、先ほどご説明しましたように、森林吸収源対策としても重要でありますので、間伐補助制度上の課題解決に向けて、来年度予算におきましても、単価の見直しを検討するなど、年間1万5,000haの目標達成に向けて取り組んでまいります。

次の「災害を受けた山地などについて概ね5年以内で復旧」では、現在 91 カ所で復旧 工事を実施しており、ほぼ予定どおりの進捗となっています。

2ページをお開きください。

③の「生産性が高く、若い人が働ける森をつくる」では、森の工場を4万3,000haに拡大することを掲げまして、作業道の整備や高性能林業機械の導入に支援しています。

森の工場の拡充への支援は、先ほどご説明しましたので省略させていただきまして、「先導役となる施業プランナーの育成」では、森林所有者に収支を含めました森林施業の提案を行うことのできる森林施業プランナーの育成に、23 の森林組合などの林業事業体が取組を始めたところでございます。

次に、「民有林の素材生産量年間 50万 m³に向け、林業就業者 1,560 人の確保」でございます。この分につきましては、基幹林業技術者の育成等を通じました効率的な生産システムの構築では、須崎地区と中村市の森林組合の2事業体で新たな生産システムの取組を始めました。また、高性能林業機械を 38 台を導入し、基幹林業技術者を 45 名養成するなどの取組を行ったところでございます。

次の、「新規林業就業者の確保」では、平成 20 年度に 207 名を雇用しており、平成 20 年度末時点での合計は、1,541 人、これは 19 年度末が 1,515 人でございますので、徐々にではありますが増加傾向となっております。

また、「若い就業者の育成確保」では、国の「緑の雇用事業」の活用をはじめ、林業体験 教室の実施などのほか、3ページに移りますが、香美市にあります林業労働力確保支援センターなどでの技術研修の実施や、新たにふるさと雇用で就職担当者を雇用しまして、就 業相談などを実施したところでございます。

「UIJ ターン等の受け入れや定住環境づくり」では、建設業者の林業への参入を促進するために、森林整備の制度の説明会や個別指導なども実施し、林業の担い手の拡大に努めているところでございます。

次に④の「時代のニーズに即した製品を供給していく」目標では、乾燥材の生産量を6万9,000m3に拡大する目標に対しまして、平成20年度末では約5万8,000m3となっており、さらなる拡大のために、平成21年度は含水率など性能を表示した木材の流通への支援に取り組んでいます。

多様なニーズに対応できる企業を育成するために、県外でのセミナーや嶺北地域や梼原町の木材加工施設へのバスツアーの開催などに支援を行っています。

また、先ほどご紹介しましたように、住宅用スギ材の規格化による住宅の低コスト化の 取組、これはいわゆる「れいほくスケルトン」の部分でございますけれども、これに対し ても支援をしているところでございます。

4ページに移りまして、⑥の「県産材の木材を徹底的に利用する」という目標では、「公共工事で年間 6,550m³以上の県産木材を利用」するという取組に、高知県産材利用推進方針に基づきまして、県をあげて取り組み、県の施設では8カ所の木造化を進めました。公共土木工事での木材使用量は、全体が落ち込んでいましたので、平成 20 年度は4,390m³の実績となっています。

「戸建て住宅の木造率を全国平均以上に引き上げ」という項目につきましては、今年度の緊急経済対策の一環としまして、一戸当たり最大 100 万円という木造住宅建築への支援等も実施をしまして、戸建て住宅の木造率を前年度から1ポイント押し上げ、全国平均との差を縮めてきております。

「木質バイオマス利用量を 13 万 2,000 トンに拡大」につきましては、木質ペレットの製造施設、2施設の整備に支援するとともに、園芸用ボイラー等、47 台の導入を支援しました。

5ページをお開きください。

「森林保全ボランティアを30団体、1,000人以上に拡大」では、森林環境税などを活用しまして、ボランティア団体の設立支援や安全研修の実施、それら団体のネットワーク強化に取組、この12月現在で登録団体は32団体、1,018人となるまでに拡大しました。

また、「民間企業や地域の力を活かした森林整備を 30 カ所以上で実施」では、これは協働の森事業として、これまでに 43 社の企業との協定が締結されたところでございます。

これらのほかに、11 月 11 日の「こうち山の日」への取組や、近年注目をされていま す森林セラピーやグリーン・ツーリズムなどを促進するため、森の名手・名人などを案内 人とする森林体験活動を商品化しまして、ホームページ等で都市住民にPRする森の窓口を公益社団法人「高知県森と緑の会」の事務所に開設をしまして、運営を委託するなどの新たな取組を平成21年度から始めたところでございます。

最後の®の「暮らしの中で木に触れ、木のものを使っていく」では、教育現場への木製の机やイスなどの導入や、県産材を利用した公共的施設などの整備を支援するなどしまして、木の良さを普及し、県産材の利用促進を図っています。また、キノコや木炭、竹材など特用林産物の生産活動については、室戸市や東洋町の土佐備長炭の炭窯の整備に対しまして支援をしているところでございます。

以上で資料2及び資料4につきまして、ご報告させていただきました。以上でございます。

(山﨑会長)

ありがとうございました。林業関係の報告をいただきました。ただ今から意見交換に移りたいと思います。ご意見等おありだと思いますので、どなたからでも結構です。どうぞ、 大山会長さん。

(大山委員)

ちょっとお尋ねをしたいですが、木質のボイラーの関係ですけども、現在園芸産地にもありますように、園芸産地への導入等については、私どもも関心を持って、その動きを見てるわけです。特に、作物への適合性の問題ですとか、燃焼の効果、燃焼効率などを見ております。お話を聞きますと、ここにもありますように、灰の問題等もあるとお伺いをしています。これらについて、クレジットの関係での審査認証機関を設置するべきとございますが、この辺りの現況をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

それから、現在私どもの方でもエコシステム栽培等、特別な栽培をした場合については、 その生産物の区分をして販売していこう、またそういった売り込みもかけていこう、とい うことで取り組んでおりまして、そうしたことへ繋いでいく上で、今後の、現在、林の方 で把握されています見通しもお伺いしたいし、それからいわゆる農業部門との連携がどの ようになっておられるのか、お伺いしたいと思います。特に、林と農の繋がりといいます か、そういった面についても十分連携をしながらやっていただければ、大変私どももあり がたいと思いますし、取組もしやすいと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。 引き続きこういった点については、我々の方もいろいろお教えもいただきながら取り組ん でいきたいと思っております。

大変恐縮ですが、最初の農業のところも同じように、「園芸連の系統共販率」の数字、目標がありますが、それと関連していますけども、「直販所の販売額」があります。この「系統共販率」、「直販所の販売額」の関わりと、最近ではこれ以外に、いわゆる商のサイドで、農商工といいますか、そういった方面からの直接販売もかなり活発に動いているわけであ

りまして、園芸連の販売額と農業産出額から試算という数字に対して直販所の販売額の動きも関わります。それから、農産物の直販所以外の販売、これも施策的に推進がされていますので、そういった関わりも十分検証しながら、見ていただければ大変ありがたいと思います。その辺のお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

(箭野林業振興・環境部副部長(温暖化・環境担当))

温暖化・環境を担当しています副部長の箭野といいます。まず最初に J-VER 制度、クレジットのことでお尋ねがあったかと思います。県といたしましては、これまでCCO2の排出削減ということに取り組んでまいりましたが、新たな制度として森林吸収に着目したクレジット化を目指す取組をいたしております。一つにも県営林を舞台としました吸収力に着目して、それをクレジット化するという取組を平成 21 年度に行っておりましたが、更にそれを拡大をいたしまして、市町村有林あるいは先ほどの説明の中にもありましたが、協働の森づくり事業、あるいは森の工場、そういったところにも森林整備を行いました森林の吸収量をクレジット化することによりまして、山元にお金が返る仕組みを立ち上げようといたしております。この度、新聞報道にもありましたように、このクレジットにつきましてのプログラムが環境省の方で認定されまして、新たな制度の仕組みを、これから立ち上げて来年度に向けまして取組を進めたいというふうに思っております。こういうことによりまして、山元にお金が返る仕組みをいち早く立ち上げたいということで、県としては取り組んでいるところでございます。

(杉本木材産業課長)

農林連携という点でご指摘をいただきましたので、若干お話したいと思いますけれども、今回、林業環境政策課長から説明しましたように、この木質バイオマスの施設整備については、国の経済対策ということで急発進をしたというようなところがあります。これまであまり経験のなかった部分で大きな利用施設が入っているということもありまして、実はいろいろ問題があるんだろうと思っています。まだやっているところなんですけども、そこの部分については、農林連携ということを頭に置きながら進めていきたいと思っています。

例えば残った灰の処理の問題ですとか、そういうことについてはお互いに意見交換しながらよりよい方法をということで進めていきたいと思っています。

(原産地づくり課長)

産地づくり課ですが、先ほどお話がございました作物への適用性とか、いろいろ導入することによっての課題などのご質問がありましたが、木質バイオマスボイラーについては、現場での実証というのは昨年度から実際やってきております。そういったことで、何種類

かの機種の中で、まず影響のないもの、それから若干課題が残るものというようなさび分けもしながら、林業さんの方と情報共有して、現場への導入等について検討をしてきており、今後も連携を密にしながら取り組んでいきたいと思っております。

(山﨑会長)

よろしいでしょうか。

(横山流通支援課長)

最後に流通支援課の横山です。系統率の算出の問題、あるいは直販所の関係がございましたので、ご質問にお答えいたします。系統率の捉え方はなかなか正確な数字は捉えることが難しいデータでございまして、この方針を作りました最初の時の考え方としまして、公表されております市町村ごとの農業産出額がございます。それから 0.91 を掛けまして、大体どれぐらいの出荷がされているかという数字を押さえております。それで押さえた数字が、平成 20 年度の場合、694 億円です。

一方、系統率ですが、系統から出たものがどれだけの金額があるかということで、これは園芸連の販売実績にはさまざまな流通経費が入っておりますので、それも一定加味をいたしまして、販売実績に 0.69 という数字で掛けまして、435 億円という数字をはじきました。それで計算しましたのが 62.7%となっています。

ちなみに、委員からご指摘がございました農産物の直販所の売上高でございますが、これは売上高としての捉え方で、平成 19 年度の数字として、県内 142 店舗で 70 億 8,400 万円でございます。 当然、いろんな緻密な計算をしてまいりますと系統率というのは、本当にこの数字が正しいのかということはあろうかと思いますが、指針上、見ていく時の一つの目安として、こうしたものを使わせていただいているということで、ご了承いただきたいと思います。

(山﨑会長)

ありがとうございました。よろしいでしょうか。他に、どうぞ。

(两井委員)

大山委員がいわれましたように、私も林業と農業は極めて密接な関係があるということは重々承知しております。特に、高知県中山間地域におきましては、林業をやっておられる方と農業をやる方が重なっています。

その中で教えていただきたいのは、言葉の定義ですが、例えばこの分厚い本(「産業振興計画(産業成長戦略)」)の 182 ページに「副業型林家」という言葉を使っておられます。また 212 ページには「副業型林業者」というような言葉を使っておられます。どういう定義でどう違うのか、すみませんが教えてください。

(山﨑会長)

用語の整理を含めて説明をお願いします。

(大野森づくり推進課長)

森づくり推進課ですが、世間一般に認知された言葉ということではないんですけれども、 産業振興計画を作る際に、中山間で、例えば農業をやりながら林業分野の特用林産物、シ イタケとか、それからその間に収入間伐をして生計を立てておられるという方は結構おい でだと思うんです。そういった方で、いわゆる林家というのは、山林を所有しておられる 方でございますし、林業者というのは、山林はもちろん所有されている場合もあろうかと 思いますけれども、もっぱら林業事業体に雇用されている者、そこで少し使い分けをして おりますけれども、意図するところは、農業や林業だけでは中山間では厳しいので、そう いったものを相互に組み合わせながらやっていく。その中で"「副業型林家」を育成する" というのは林業分野のスキルを習得していただくという支援をそこへ掲げさせていただい ております。

(西井委員)

ありがとうございます。農家、林家という定義は分かっているんですけど、見馴れなかったので、お伺いしたいんですが、ここでいう「副業型林家」というのは、そういう意味で独特に定義されているということですね。それで林業者というのは、林家とはちょっと違う。働いている人自身をいうということですか。ありがとうございます。

(山﨑会長)

よろしいでしょうか。他に。はい、どうぞ。

(三谷委員)

林業でもいろんな取組が進められているということに感心しました。

里山という時に竹が大変問題になっています。今ご説明いただいた中では(資料4の)5ページの最後の方に、「「森のもの」を地域に活かす取り組み」の中で、竹材という言葉が一つ出てきます。竹製品というのは、本当にたくさん作れるもので、農業分野との提携というのは、例えば小さなことかもしれませんけれども、私どもが望んでいるのは食器に使うとか、竹を使ってこれを販売できたらいい、といつも感じていますが、これについては県としてはどのように考えていますか。

(杉本木材産業課長)

実は、そうしたことがかなり弱いところなんですけど、竹林というのはまとまって植えた時期もあったんだろうと思いまして、いくつかの町村でかたまっています。かつては、

タケノコとかかなり生産されていたと思うんですけど、現在は、竹を使って工芸品とか、ごく一部のものに使われている程度だというところです。それから最近ではバイオマスみたいなことに竹を使う、あるいは竹を粉砕してボードにやり直すとか、そういうような技術も開発はされているんですけど、いまのところまとまった振興策といいますか、方策として出てきているものはないということです。いくつか今進行中のものがありますので、そういうものが具体化してくる時には、県としてもいろいろ積極的に対応していきたいと思っていますが、今委員がおっしゃられたような小さな小物みたいなものの製作とか、そういうものについても地域での動きがありましたら応援をさせていただきたいと思っているという程度です。申しわけありません。

(山﨑会長)

他に。はい、どうぞ。

(川田委員)

2点ほどお尋ねいたします。

一つは、新たな販売ルートの開拓についてです。先ほどの報告では、この部分が一番成功していなかった例だということなんですが、確かにここ数年の経済不況の中で、大手の関連企業が、高知県に進出する予定であったんだけれども、今出てきていないという状況ですので、この計画はもうなくなったものなのか。景気がこういう状況だから中断していて、今後も森林生産方法を考えていこうとしているのかどうか。県の行政の方のお考えをお聞きしたいと思います。

それからもう1点は、高知県は10年計画ということで林業の産業振興計画を立てているわけですけれども、今から平成30年には65万m³を生産するということを一応目標にしている。これについて、どういう形で供給がなされるのかと言いますと、一応県の方の計画では、いわゆる森の工場で9万 ha を設定し、その森林の活用を通じて32万m³ぐらいを供給するという計画を立てておられるわけです。

それで、ちょっと私の方で、伐採跡地の放棄化の実態を調べておりますと、ほとんど皆 伐をした跡地は今植林できる状況にない。それは原木の価格の問題、あるいはシカの問題 とか、あるいは労賃と諸々のコストですね、あるいは保育のコストの問題があります。そうしますと、この森の工場の場合は非常に手厚い保護を与えていて、何とか間伐の繰り返しなどで対応できるわけですけど、あとは人工林や広葉樹を伐採するだけで、結局、放棄化していくという形での供給になっていくのか、あるいは皆伐した跡地は、どういう形で再生産をするような方策を考えているのか。その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

(山﨑会長)

2点質問がございましたが。

(杉本木材産業課長)

最初の大型製材の誘致のことですけど、やはり高知県の場合、資源はたくさんあるんですけども、なかなか販売の方がついていかないという弱点、ウィークポイントがありますので、そこをしっかりした販売のチャンネルを持っている製材企業ということで誘致を働きかけております。3年程度前に新生産システムが始まった当時に、この話が持ち上がりまして、ほとんど半歩、1歩踏み出そうかという寸前になって、経済不況にも引っかかりましたし、他の地域に先に工場が進出したということもありまして、ちょっと当県への進出は足踏み状態というところです。ただ、林業環境政策課長からもお話しましたように、先方の企業さんとは今年に入って、新たに勉強会も設けまして、どういう形なら進出が可能かということを改めて掘り下げて研究してみようということも始めたところです。さらに今、企業誘致へ向けて準備をしている大豊町さんでも、用地の部分についても新たに手当をしているというところで、決してギブアップになったということではありません。ただ、新生産システムがちょうど平成22年度で一区切りとなりますので、県としても次の展開をどうするのかということについては、勉強会などを通じて、整理をしていきたいと考えているところです。

(赤松林業改革課長)

林業改革課です。伐採跡地の問題ですけれども、委員ご指摘のように、現在材価が非常に安いということもございまして、なかなか皆伐というとこまでに進んでいないのが実態です。皆伐にしますと、当然再造林をしていただくということですので採算が合わないということから、皆伐が進んでいない。流れとしましては、先ほど言われましたように、間伐を繰り返して、伐期の長期化ということが考えられますし、そういう方法に対しても支援の手を少しずつ伸ばしていっているというのが実態です。再造林としまして、年間約200ha ほどの補助をしておりますけども、実際はもう少しあるんではないかと思っています。ただ、保安林とかそういったところでは、かなり厳しく、法律に決められている箇所につきましては、再造林をしていくということになりますけども、その他につきましては、天然更新とかいろいろ方法もありますので、その辺につきましてはまた検討したいと思っています。よろしくお願いします。

(山﨑会長)

川田委員さん、よろしいでしょうか。他に、はいどうぞ。

(篠田委員)

農業でも出たんですが、新規就業者のお話です。207名というお話で数字を挙げていただいているんですけど、何歳ぐらいの方が多いのかということを教えていただければありがたいと思います。その前後にも県の方の資料で整理されておられるんですけども、高性

能の機械をこれから入れてやっていこうとか、あるいは間伐をやっていく上でも、そういう技能を持った方がやはり必要になってくるだろうと思います。そういう意味で実際に事業に当たっていただく方が、どんな年で、高性能の機械をすぐ使っていただけるようなことがあるのかないのか。そこら辺をちょっと教えていただければありがたいなと思います。

(大野森づくり推進課長)

森づくり推進課です。年齢階層別に新規就業の方の多い順といいますか、やはり 20 歳代、30 歳代の方が多くなっています。207 名という新規就業者の数を挙げておりますけれども、林業就業者の統計の取り方として、その年度に 60 日以上、林業で働いた者としておりますので、たまたまその年度に 60 日未満になってしまった人というのは除外されます。そういうことから、新規就業者に対して離職者も相当数おられるわけで、180 人余り離職をされるということになっています。そうしたことを差引しまして、実質的に増えていった方は、20 歳代の方が概ね 30 名程度、30 歳代の方が 20 名程度、その他の階層、40 歳代、50 歳代はほぼ前年度と同じくらいの数字を維持しておりまして、60 歳代以上の方が実質の離職をされているということになっています。

その結果、平成 15 年頃に平均年齢構成が 55 歳ぐらいでございましたものが、現在、 平成 20 年度では 51 歳代にまで落ち着いてきておりますので、委員がご指摘のように林 業の生産形態が変わるに伴って、それに対応できる若い方が徐々に増えていると認識して います。

(山﨑会長)

よろしいでしょうか。他に。はい、どうぞ。

(尾﨑委員)

ちょっと木質ペレットの関係でお伺いしたいんですが、平成21年度に47台新規導入ということになっています。一つは、導入もお願いしてやっていくことは結構なことなんですが、一番大事なのは、あとの木質ペレットの配送体制なんです。ここをやっぱり加味した中での事業でやってもらわないといけない。本当に配送が十分できるかどうか。

それと将来ですね、この木質ペレットがどのぐらいのレベルで落ち着くか、ちょっとお 聞きしたいと思います。

というのは、ホワイトペレットというのは、現在ご存知のように岡山から取っていると思います。だから県内でホワイトペレットを使う所がどこにあるのか。将来、今導入している暖房機自体がホワイトペレット仕様だと思うんですが、ずっと供給できるかどうか。その辺りをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

(山﨑会長)

ペレットの関係で質問がございました。

(杉本木材産業課長)

この資料2の12ページのところに、「ホワイトペレットと全木ペレットの供給と需要」という表を掲載をさせていただいています。今、委員ご指摘のように、実際に芸西村のバイオマスファームさんあたりは岡山から、先ほど言いました誘致している銘建工業から購入しているということですが、現在補助事業で入れている事業につきましては、地域材を使うということが約束事項になっていまして、すぐにということではないですが、3年後には地域材、地元の材を使っていただくという約束になっています。それで、ホワイトペレットの供給につきましても、今年も施設を一つ追加をしておりますし、現在、既にある事業のものも含めて、今年の事業が全部終了しましたら、2,800tの供給が可能になるということで計画をしております。それから併せて、皮のついた全木ペレットみたいなものもこれから量が増えてくると、供給能力という点ではこちらの方が非常に当てになりますので、そちらの方を使える機器類についても、メーカーの方で開発、実験をしていただいているという状況です。来年度以降は、今聞いている範囲では、全木ペレット、皮がついたペレットも炊ける、燃焼上問題ない施設についても、実際に販売のできる段階にいくということを聞いております。

それから価格の問題ですけれども、これもやはり量が揃わないと数字が安定してこないという面はあると思うんですけども、現在は30円から40円内外辺りで、供給がされているわけですけども、この辺を上回らない形で安定的に供給するということが、将来にわたってバイオマス資源をうまく使っていくということのキーになると思いますので、我々もその辺についてはしっかり研究もして、安定供給の体制をとっていきたいと思っています。その分については、やはり農業サイドともよく連携をとらないといけない部分もあると思いますので、その点は連携をとって進めていきたいと思います。

(尾﨑委員)

ちょっといいですか、続きを。言われたように芸西は銘建の方からやっていまして、私 どもでやっているのは全木でやっているんですよ。試験もやっていますから問題はありません。そこは問題ないのですが、やはりこういう事業で入れた場合は、物も供給できるような条件にしておいてもらわないと、最終的に我々JAグループに言ってくるんです。というのは、この間興津へ入れた分も、最終的には我々が配送という部分を受け持ったわけですから、農家のためにはそれはやむを得ないんですが、事業でやる以上はその辺りも全部できるようお願いしたいと思います。以上です。

(山﨑会長)

要望も含めてお話をさせていただきましたが、他に。

ちょっと私の方から質問したいのですが、この残灰について、これは産業廃棄物ということになるんでしょうか。その判断、運用は都道府県に任せるということも聞いたんですけど、高知県はこれについては産廃ということでやっている。その辺ちょっとおかしいという大学のある先生の講釈も聞いたことがあるのですが、どうでしょうか。

(箭野林業振興・環境部副部長(温暖化・環境担当))

決して都道府県に判断を委ねるということではなく、この灰については、法律的に廃棄物ということになっておりますので、この処理について一定付加価値を付けて有価物として取り扱いができるようになれば、それなりに供給というか、活用ができるわけですので、その仕組みづくりを現在、環境研究センターと一緒に協力して、現在研究を進めているという段階にあります。

(山﨑会長)

他に何か。よろしいでしょうか。

それでは、審議事項3につきましては以上にさせていただきたいと思います。農業分野、 林業分野の報告をいただきました。全体を通じて特に聞いておきたい件などございません でしょうか。なければその他の事項に移らせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、その他の事項につきまして、事務局の方から今後のこの審議会の日程、審議 等、含めてお話があるようでございますので、よろしくお願いします。

【 その他連絡事項 】

(事務局)

それでは、事務局の方から、当審議会、部会の今後の開催予定等につきまして、ご説明させていただきたいと思います。お手元の資料1の4ページをお願いいたします。

ここに「審議会等日程(案)」ということでお示しさせていただいておりますが、その前に、審議会委員さんの委嘱の手続きがございますが、当審議会の委員の皆様におかれましては、任期が今年の3月31日で満了することから、4月1日までに委嘱の手続をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

来年度の日程でございますが、この表にお示ししていますように、農業部会と畜産部会を開催する予定でございますので、今のところ9月頃に農業部会、11月頃に畜産部会というような予定になっています。それまでに審議会を開催いたしまして、会長および副会長をご選任いただくとともに、部会委員及び部会長の指名を行っていただきまして、翌年の2月頃には、それぞれの部会からのご報告をいただきたいというふうに考えております。

従いまして、審議会の方は、2回の開催を来年度は予定しておるというところでございます。

次に、農業部会ですが、来年度は、県の「農業振興地域整備基本方針」の見直しを予定しており、先ほど申しましたように9月と12月の2回の開催をお願いできればと考えております。

最後に、畜産部会ですが、来年度は「高知県酪農及び肉用牛生産近代化計画」の見直しを予定しており、11月頃に開催をお願いできればというふうに考えております。

以上が、事務局からの連絡事項でございます。よろしくお願いします。

(山﨑会長)

事務局の方から、今後の審議会等の日程についてご説明をいただきました。この件につきまして、何かございますか。

それでは、その他の事項は以上にさせていただきますが、委員の皆さん特にこの審議会でお願い等々しておきたい点がございましたら、せっかくの機会でございますが、よろしいでしょうか。

それでは、本日予定をいたしておりました審議事項を全て終了いたしました。おかまいなければ、以上で本日の会議を閉じさせていただきたいと存じますがよろしいでしょうか。 ありがとうございました。本日、大変忙しい中、委員の皆さんには熱心にご審議、ご協議いただきまして、来年度に向けての建設的なご意見を大変多くいただいたと思います。

県の方におかれましては、委員の皆さんのご意見を大変重要視いただきまして、事業に取り入れて取り組んでいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、今日の審議会を閉じさせていただきます。ご協力ありがと うございました。

(大寺農政企画課課長補佐)

どうもありがとうございました。

参考にお配りしました印刷物の「こうち農業・農村振興指針」の本編と、薄手の概要版、 及び「木の産業づくりと森の再生プラン」の本編、「高知県産業振興計画 産業成長戦略」 につきましては、ご不要でしたら、お席にそのまま置いておいてください。再利用させて いただきます。

以上で本日の会議の日程を全て終了いたします。ありがとうございました。

議事録署名人

委員	 ED
委員	 EΩ